



北陸地方整備局管内初

国道・高速道路での特殊車両(過積載車両等)の

合同取り締まりを実施します。

大型トレーラー等特殊車両が通行する際、道路法及び車両制限令で定められた一定の大きさや重さを超える場合には、道路管理者の許可が必要となっています。しかし、一部、遵法意識の低い過積載などの違反車両により、道路構造への悪影響や重大事故の発生などの問題が起きているため、所轄警察署との協力によって道路の保全と交通事故等の危険防止、また、運送事業者等への適正な通行許可制度の徹底を目的として指導取り締まりを行うものです。

今回、長岡国道事務所が管理する国道17号と、NEXCO東日本が管理する関越自動車道において同時に実施することで、取り締まりの効果を期待するものです。

なお、国道・高速道路の道路管理者・交通管理者が合同で取り締まりを実施するのは、北陸地方整備局管内では初めてとなります。

1. 日 時 平成24年 8月31日(金)10時から12時まで
雨天時は中止する場合があります。
2. 取締り場所 国道17号 塩沢道路ステーション
(南魚沼市大字関字大塚地先)
関越自動車道 湯沢インターチェンジ
(南魚沼郡湯沢町大字神立地内)
3. 所轄警察署 南魚沼警察署、高速道路交通警察隊湯沢分駐隊
4. 取材について

当日の取材は可能ですが、事前に下記まで連絡をお願いします。

- ・国道17号 塩沢道路ステーション 長岡国道事務所 管理第一課長
- ・関越自動車道 湯沢インターチェンジ NEXCO東日本 湯沢管理事務所 管理担当課長

報道解禁時間は、取り締まりの終了後をお願いします。

お問い合わせ先 : 国土交通省 北陸地方整備局 長岡国道事務所
管理第一課長 土田 利明 [電話] 0258-36-4551(内線341) [FAX] 0258-33-7566
湯沢維持出張所長 杉本 敦 [電話] 025-784-1177 [FAX] 025-784-4433
東日本高速道路株式会社(NEXCO東日本) 新潟支社 湯沢管理事務所
管理担当課長 荒木 仁 [電話] 025-784-3921 [FAX] 025-785-6131
新潟県 南魚沼警察署 交通課 熊倉 公生 [電話] 025-770-0110 [FAX] 025-773-2121





★ 道路法に基づく車両の制限

道路は一定の構造基準により造られています。そのため道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防止する目的で、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度「一般的制限値」を定めています。（道路法47条1項、車両制限令第3条）

車両の諸元		一般的制限値(最高限度)
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル(高さ指定道路は4.1メートル)
重さ	総重量	20.0トン(重さ指定道路は25.0トン)
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	◆隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 = 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のとき = 19トン) ◆隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 = 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

これらの制限値を1つでも超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

★ ルール違反の車両が道路に及ぼす影響

道路は国民の財産であり、道路利用者に安全かつ快適な状態で提供し、次世代により良好な状態で引き継いで行くことが重要な課題となっています。しかし、一部の過積載車両や違法意識の低い車両の通行により、道路は大きなダメージを受けています。

